

東やまと傾聴ボランティア「メロディー」初めて傾聴を行う場合

初めて傾聴を行う老人ホーム等担当者及び傾聴を受ける人に対して、次の内容を含めて通知を行うことを基準とする。

1 老人ホーム等担当者へ通知する内容

(1) 身分を証明

名札を相手に掲示

(2) 団体名称

東やまと傾聴ボランティア「メロディー」

(3) 自己紹介

自分の氏名、社会福祉協議会主催の傾聴ボランティア講習を受講又は聴講した実績及びこれまでのボランティア経験等

(4) 傾聴の目的

傾聴を受ける人の自尊心及び自律心を大切にし、自分らしく豊かな気持ちで過ごせる様に傾聴を行う。(ボランティア団体の目的より)

(5) 傾聴の時間等

1人対1人で行い、約1時間行う。

(6) 秘守義務

傾聴で聞いた話の内容については、誰に対しても口外することはない。

(7) 謝礼等

謝礼の金品や接遇は受けない。

(8) 連絡先

事務局担当者の連絡先又は、社会福祉協議会の連絡先

2 傾聴を受ける人へ通知する内容

前項の(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)について行う。

附則：この細則は、平成30年9月18日より施行する。